

奈良県告示第三百二十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和七年十二月十二日

奈良県知事 山下真

忠岡 信一郎	医師の氏名	忠岡 医院	医療機関の名称	磯城郡田原本町大字秦庄四五六一八	医療機関の所在地	内科（肢体不自由、心臓機能障害）	診療科目	日 二月三十一	令和七年十二月十二日	辞退年月日
--------	-------	-------	---------	------------------	----------	------------------	------	---------	------------	-------